

目次

第1部：概要

1. 条例制定の目的と改正経緯	1
2. 手続きの流れ	4
3. 対象施設と適用箇所	5

第2部：整備基準の解説

第1章：建築物

1. 出入口	12
2. 廊下	16
3. 階段（踊り場を含む）	22
4. 昇降機	24
5. 便所	28
6. 敷地内の通路	38
7. 駐車場	40
8. 浴室	42
9. 更衣室又はシャワー室	44
10. 客室	46
11. 授乳場所等	48
12. 観覧席及び客席	50
13. カウンター、記載台、公衆電話台等	52
14. 改札口	54
15. 避難設備（緊急時の設備）	56
16. 案内板	58

第2章：公共交通機関の施設

1. 整備基準	62
2. 整備例	76

第3章：道路

1. 整備基準「県の特定道路以外の道路」	84
2. 整備例	86
3. 整備基準「県の特定道路」	91

第4章：公園等

1. 整備基準「県の特定公園施設以外の公園」	98
2. 整備例	100
3. 整備基準「県の特定公園施設」	104

第3部：条例・施行規則

1. 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	112
2. 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則	120
3. 施行規則 別表第1	126
4. 施行規則 別表第2	128
5. 施行規則 別表第3	159
6. 施行規則 様式	160